

広島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三次市作木町香淀字川ヶ一〇四三番一地先から 三次市作木町門田字下組三〇番二地先まで	一一・九〇〃 六〇・〇〇〃 一、二六一・〇〇	一三・〇〇〃六 〇・〇〇〃〇 一二・四〇〃 二四・五〇〃	トリプルウェイ解除 不用物件延長 四、六五二・四〇メートル 県道三次江津線と重複
	一一・九〇〃 四八・〇〇〃	一、二六一・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
	一一・九〇〃 四八・〇〇〃	一、二六一・〇〇	
	一一・九〇〃 四八・〇〇〃	一、二六一・〇〇	

三 道路の種類		三 道路の種類	
一般国道		一般国道	
路線名		路線名	
四三四号		四三四号	
道路の区域		道路の区域	
区		区	
間		間	
三 次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三 次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一 地先ま で		三 次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三 次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一 地先ま で	
新	旧	新	旧
一 二・四〇 二 七・〇〇	一 二・四〇 二 七・〇〇 四 ・〇〇 六 ・二〇	一 二・四〇 二 七・〇〇	一 二・四〇 二 七・〇〇 四 ・〇〇 六 ・二〇
二 六五・〇〇	二 六五・〇〇 二 九一・〇〇	二 六五・〇〇	二 六五・〇〇 二 九一・〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び県道 三次江津線と 重複	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び県道 三次江津線と 重複	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 四号及び県道 三次江津線と 重複	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 四号及び県道 三次江津線と 重複

一 道路の種類		一 道路の種類	
一般国道		一般国道	
路線名		路線名	
四三四号		四三四号	
道路の区域		道路の区域	
区		区	
間		間	
三 次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三 次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一 地先ま で		三 次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三 次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一 地先ま で	
新	旧	新 旧 の 別	備 考
一 二・四〇 二 七・〇〇	一 二・四〇 二 七・〇〇 四 ・〇〇 六 ・二〇	敷 地の 幅 員 (メ ー ト ル)	
二 六五・〇〇	二 六五・〇〇 二 九一・〇〇	延 長 (メ ー ト ル)	
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び県道 三次江津線と 重複	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四五・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び県道 三次江津線と 重複		

一 道路の種類
県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区	間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	三次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三次市作木町門田字下組三〇番二地先まで	新	六一・九〇 六〇・〇〇	一、七〇四・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四、四四〇・ 〇〇メートル 一般国道三七 五号、一般国 道四三三号及 び一般国道四 三四号と一部 重複
		旧	六一・九〇 六〇・〇〇 三・〇〇〇 一・六〇	一、七〇四・ 〇〇 四、四五二・ 〇〇	